



行方市幹線型コミュニティバス (マイクロバス) 循環運転

平成20年4月1日試験運行開始

乗降場所及び時刻表

2008.4.1

東内宿 → 麻生公民館

●運行距離 18km ●所要時間約35分

乗降場所	1便
東内宿	7:20
小舟津	7:22
北浦庁舎	7:25
北浦幼稚園	7:28
山田橋	7:31
大和第二小	7:41
青沼原	7:45
新方警察署	7:47
行方警察署	7:49
麻生高校	7:51
麻生庁舎	7:52
麻生公民館	7:55

白帆の湯 → 北浦荘

●運行距離 20km ●所要時間約45分

乗降場所	6便
白帆の湯	15:20
麻生公民館	15:24
麻生庁舎	15:27
麻生高校	15:28
行方警察署	15:30
新原	15:32
青沼原	15:34
大和第二小	15:38
山田橋	15:48
北浦幼稚園	15:51
北浦庁舎	15:54
小舟津	15:57
東内宿	15:59
北浦荘	16:05

白帆の湯 → なめ総病院 → 北浦荘

●運行距離 34km ●所要時間 約65分

乗降場所	2便	4便
白帆の湯	-	11:00
麻生公民館	8:05	11:04
麻生庁舎	8:08	11:07
麻生高校	8:09	11:08
行方警察署	8:11	11:10
セイミヤ	8:15	11:14
JAなめがた麻生支店	8:17	11:18
なめがた地域総合病院	8:28	11:27
小座山入口	8:32	11:31
玉造緑ヶ丘	8:37	11:36
小貫消防機庫	8:46	11:46
北浦グリーンショップ武田店	8:48	11:48
武田地区館	8:51	11:51
北浦中学校	8:54	11:54
北浦保健センター	8:55	11:55
北浦郵便局	8:58	11:58
北浦幼稚園	9:00	12:00
北浦庁舎	9:03	12:03
北浦荘	9:05	12:05

北浦荘 → なめ総病院 → 白帆の湯

●運行距離 34km ●所要時間 約65分

乗降場所	3便	5便
北浦荘	9:30	14:00
北浦庁舎	9:32	14:02
北浦幼稚園	9:35	14:05
北浦郵便局	9:37	14:07
北浦保健センター	9:40	14:10
北浦中学校	9:41	14:11
武田地区館	9:44	14:14
北浦グリーンショップ武田店	9:47	14:17
小貫消防機庫	9:49	14:19
玉造緑ヶ丘	9:52	14:22
小座山入口	9:57	14:27
なめがた地域総合病院	10:01	14:31
JAなめがた麻生支店	10:19	14:49
セイミヤ	10:21	14:51
行方警察署	10:25	14:55
麻生高校	10:27	14:57
麻生庁舎	10:28	14:58
麻生公民館	10:31	15:01
白帆の湯	10:30	15:05

●主な乗降場所のみ表示してあります
●時刻表は上記の乗降場所に掲示いたします



ご利用にあたって

- ◆バス停は設置しません。
- ◆運行ルート上の民間バス停留所で乗降できます。
- ◆時刻表の時刻は、通過予定時刻です。交通事情により多少前後することがありますので早めの待機をお願いします。
- ◆悪天候などにより、やむをえず運休する場合がありますのでご了承ください。

運行について

- ◎運行距離…約170km
- ◎運行便数…6便
- ◎運行日…平日 ※土・日、祝日、年末年始(12/29~1/3)は運休
- ◎運行車両…1台 (29人乗りマイクロバス)
- ◎利用料金…無料 ※当面の間
- ◎運行主体…行方市



平成20年7月から大型乗合タクシーによる戸口から戸口運転(デマンド型コミュニティバス)がスタートします。

◆問い合わせ◆ 行方市役所総務部企画課 TEL 0299-72-0811

国民健康保険からお知らせ

4月から制度が一部
改正になります

一部負担金 (医療機関などの窓口で患者さんが支払う医療費)

- 乳幼児の負担割合 (2割) の対象年齢が拡大されます

これまで	4月から
0歳から3歳未満	0歳から小学校就学前

- 70歳～74歳の負担割合の変更

これまで		4月から	
一定以上所得者 (現役並所得者)	3割	一定以上所得者 (現役並所得者)	3割
一般	1割	一般	2割



※ 2割負担については、平成21年3月まで1年間は1割に据え置かれます。

退職者医療制度

会社を退職し、国民健康保険へ加入する (加入している) 方で、厚生年金 (共済) 等を受給権のある方は退職者医療制度の適用年齢が変更になります。

これまで	4月から
60歳～74歳	60歳～64歳

※ 65歳以上になると、一般被保険者となります。(国民健康保険には変わりありません。)

国保税の特別徴収 (年金から差し引きされます。)

65歳から74歳までの世帯主である方で、次の①～③まですべてに該当する方は年金から国保税を納入していただきます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者が全員65歳から74歳未満であること
- ③ 年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせて年金額の2分の1を超えないこと

妊産婦の医療福祉費 (マル福) 受給者の方へ

マル福の利用方法が
変わります

平成20年4月1日から、妊産婦の方の利便性の向上を図るため、ブルーの用紙がなくなります。医療機関等に受診する場合は、保険者証と医療福祉費受給者証を提示するだけで、今までと同じ制度を受けることができます。

問合せ 国保年金課 (玉造庁舎) ☎0299-55-0111

欠員になっていた民生委員児童委員が決まりました

平成20年3月1日付、行方市民生委員児童委員として、次の方が厚生労働大臣及び茨城県知事から委嘱されました。地域の皆さんの身近な相談役として、よろしくをお願いします。

麻生地区「四鹿・杉平」地域担当 菅谷京子

問合せ 社会福祉課 (玉造庁舎) ☎0299-55-0111